



控

昭和五七年(行ク)第二〇〇号

申立人



被申立人 大阪府西成敬會館 田嶋長

昭和五七年九月二日

申立人



大阪地方裁判所第七民事部御中

## 意見書

被申立人の意見書を見ると、釜ヶ崎日雇労働者に対する偏見と侮蔑に満ち満ちているので驚くほかない。いかた治政を守る立場の官庁からの報告とはいえないとすべき。

釜の労働者は、一醉っぱらいで、どうしようもない根なし草根性だけの存在では決してない。立派な市民である。

釜ヶ崎日雇労働組、あるいは労働者渡世編集委員会の会などを極左暴力集団と規定しているが、事実誤認である。

(疎甲九ノ二十三号証)

警察は常に正しいという思い込みは、見直すべき点もあるのではないか。過剰警備による騒ぎの誘発もあったのではないか。(疎甲第八号証)

警察寮から多くの報告書が出されているが、それらはどこまで事実であろうか、どこまで事実にはまり込んでいるのだろうか。(疎甲第2号証)

組織の歴史を裁判官にしきりと訴えているが、警察寮の歴史に、これまで一点の非もなかったのか、戦前の特高警察寮を持ち出さずとも、戦後において、数多くの誤り、誤認逮捕、デモ千上げ、表現、言論の自由への行きすぎた規制を繰り返してきたのではないか。

警察寮が裁判所をきどり、歴史の審判官めいた役割を荷おうとするには大きな誤りであるし、政治国家の危機である。(疎甲第2号証)

許可に条件をつけるのもおかしければ、待行停止した利益がないとするのも、解釈を誤っているものである。

裁判所が執行停止を認めれば、申立人は、六時以降、いりん地区内で街頭宣伝をなすことができる。それは執行停止の

条文が存在する意味とその条文をよく判断すれば明白である。

昭和五七年九月二日

疎明方法(補充一〜六は提出済)

疎甲第号証

標目

内容(要旨)

七 申請同行者による申請状況の説明 疏二第三〜五のちとの相違点

八 警察官による不当捜査介入の具報告 第十回釜ヶ崎百又祭り

九 釜ヶ崎の労働者は無秩序な暴徒ではない 四又具報告。同右

十 労働者渡世第36号 日雇労働者の生活環境と意見

十一 第35号

十二 第34号

十三 第33号

十四 第31号

十五 釜ヶ崎<sup>(地)</sup>地域問題研究会機関誌 No. 3. 26. 27. 28号

十六 協友会御案内 釜ヶ崎地域研の紹介

十七 釜ヶ崎夜間学校文集オニ号

釜ヶ崎地域研主任の団体  
活動報告。

十八 熱い団結で冬地獄を撃つてオニ号越冬報告

釜日労主任の越冬闘争  
活動報告。

十九 傷病者通信

釜日労、医療班報告

二十 釜ヶ崎一九八一年冬

二十一 釜ヶ崎創造広場報告作品集

二十二 一曲成る者あるには署員がなした誤り 新聞記事

以上